

**退職手当計算内訳書サンプル
(59歳勸奨退職)**

退職手当計算内訳書			公立 花子		
退職時の給与等	給料月額	教(1) 2級 140号俸	勤続年数	在職年数	昭和63年4月1日 から 令和4年3月31日 まで 34年 0月
	給料(A)	417,900円		計(ア)	34年 0月
	教職調整額(B)	16,716円		除算年数	平成2年10月 から 育休 平成3年3月 まで 1/3 0年 2月
	給料の調整額(C)	0円			から まで 年 月
	計(D)	434,616円			から まで 年 月
	合計(基本給月額)(E)	434,616円			から まで 年 月
					計(イ)
			合計(ウ) = (ア) - (イ)	33年 10.0月(33年)	
	定年前早期退職に係る特例の給料月額(F)	443,308.32円	(F)の算式	給料月額 定年年齢 年度末年齢 434,616 × {1 + (60 - 59) × 2/100}	
退職手当	適用条項	職員の退職手当に関する条例第 5条 第 1項 昭和 本則 年条例第 附則 号附則第 21項 昭和 年条例第 号附則第 項			
	新条例等退職手当額の計算(G)	給料月額(EまたはF) 443,308.32円 ×	(ウ)の支給割合 45.32355	調整額 + 1,626,000円	退職手当額 = 21,718,306円
	経過措置	施行日前日額(H) 19.3.31 勤続年数	支給割合 23.226750	退職手当額 = 10,676,872円	
		級号俸 教(2) 2級 30号	給料 442,000円	教職調整額 17,680円	給料の調整額 0円
決定額①		21,718,306円			
控除額	徴収税額計	調整額の調整			
	所得税	勤続4年以下の退職者：合計額の1/2相当額とする			
	市町村民税	自己都合退職者のうち、			
	県民税	勤続年数が10年～24年：合計額の1/2相当額とする			
	給与に係る住民税一括徴収税額	勤続年数が9年以下：調整額は不支給とする			
	共済組合貸付償還金	経過措置（施行日前日額の保証）			
	共済組合掛金未納金	施行日前日額(H)が、新条例等退職手当額(G)より多い場合は、施行日前日額(H)を退職手当額とする (平成19年条例第15号附則第2項)			
合計②	1,377,603円				
現金支給額①-②		20,340,703円			
住民税納入市町村	退職所得分	仙台市		(勸奨)	
	一括住民税	仙台市		(所属：宮城県福利高等学校)	

退職手当に関する税額計算書 (H25. 1. 1税改正)

氏名	公立 花子
所属	宮城県福利高等学校

〔控除額表〕

単位：万円

年数	控除額	年数	控除額	年数	控除額
1	80	16	640	31	1,570
2	80	17	680	32	1,640
3	120	18	720	33	1,710
4	160	19	760	34	1,780
5	200	20	800	35	1,850
6	240	21	870	36	1,920
7	280	22	940	37	1,990
8	320	23	1,010	38	2,060
9	360	24	1,080	39	2,130
10	400	25	1,150	40	2,200
11	440	26	1,220	41	2,270
12	480	27	1,290	42	2,340
13	520	28	1,360	43	2,410
14	560	29	1,430	44	2,480
15	600	30	1,500	45	2,550

退職手当額	21,718,306 円
在職年数(1年未満の端数は切上げ)	34 年
基準控除額(〔控除額表〕より)	17,800,000 円
退職手当額から基準控除額を除いた額	3,918,306 円
所得税・住民税課税対象額	1,959,000 円 (1,000円未満切捨)

※1 障害退職の場合は上記に100万円を加算
組合専従期間は在職年数に含まれない

※2 勤続5年以下の場合 課税対象額=Aの額
上記以外の場合 課税対象額=Aの額×1/2

※所得税	100,466 円 (1円未満切捨)
195万円以下	課税対象額×0.05×1.021
195万円超～330万円以下	(課税対象額×0.10-97,500円)×1.021
330万円超～695万円以下	(課税対象額×0.20-427,500円)×1.021
695万円超～900万円以下	(課税対象額×0.23-636,000円)×1.021
900万円超～1,800万円以下	(課税対象額×0.33-1,536,000円)×1.021
1,800万円超	(課税対象額×0.40-2,796,000円)×1.021

※ 復興特別所得税(2.1%)を併せて徴収 (平成25年から令和19年まで)

住民税	市町村民税	県民税
計算式	(課税対象額×6%)	(課税対象額×4%)
税額	117,500 円 (100円未満切捨)	78,300 円 (100円未満切捨)
計	195,800 円	

所得税・住民税額合計	296,266 円
-------------------	------------------

申告書が未提出の場合の所得税の計算式 退職手当額×20.42%(円未満切捨)